## 安全のための遵守事項

## 鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないようご注意願います。

記

- 1 **実際に入林する日が決まった場合**には、入林する日までに日時及び場所を記載した「入林連絡票」を管轄する森林管理署等に**FAX、電子メール**のいずれかの方法によりご連絡ください。また、**電話**の場合は入林連絡票の内容をご連絡ください。
- 2 **立入禁止区域**(作業予定区域及びその周辺区域等)については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないでください。立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。

また、立入禁止区域がある林道入口等には、「作業中につき立入禁止」等の標識で表示しています。

なお、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合もありますので、入林する際は、**お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか**管轄する森林管理署等のホームページでご**確認**ください。

- 3 「**入林届**」の**写し**を、車両ごとに車内の見やすいところに掲示してください。
- 4 **銃器**による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「**注意喚起看板**」(**野生鳥獣の捕獲等実施中入林時注意**) を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。
- 5 入林の目的が狩猟の場合、狩猟者は、配付された標識2枚のうち、標識「本流域で狩猟中」を林道入口の立木等に掲示、もう1枚の標識「この場所で狩猟中」を捕獲場所(銃による捕獲時又はわなの設置若しくは見回り時に、林道から林内に足を踏み入れる場所)の入口の立木等に掲示してください。なお、入林の目的が狩猟以外の場合についても、同様な方法による標識の現地表示のご協力をお願いします。
- 6 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をしてください。
- 7 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 8 **林道を通行**する場合には、徐行運転をするなど、**交通事故防止**にご協力下さい。また、**火気に注意**し、山 火事予防にご協力ください。
- 9 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ(その他考えられる災害)等の危険箇所に関する情報を把握し、 これら**災害に十分注意**してください。

なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、**岩手南部森林管理署遠野** 支署では責任を負いませんので十分ご留意願います。

10 ライフル実包やスラッグ実包などの**単体弾**で撃つときは、**前方に安土**(バックストップ:山・崖・高い土 手など)の無い限り発砲しないでください。

また、単体弾は遠方まで飛ぶ上、推力を失って落下するものにも貫通力(殺傷力)があるため、尾根を超 えるような撃ち方もしないでください。

11 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法(誘引して定点から射撃する方法等)により捕獲するようにしてください。

また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

- 12 遠野市では森林内にわなを設置する場合、クマの錯誤捕獲を防止するため、「**いのしか御用**」又は「**ベア ウォーク**」を使用してください。
- 13 国有林内に実包を落とさないように注意してください。

岩手南部森林管理署遠野支署